

熊本地震・平成28年台風10号を踏まえた防災対策の強化

- ・避難勧告のガイドラインの見直し
- ・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討



平成29年5月29日
内閣府(防災担当)
森本 輝



ガイドラインの概要と 避難勧告等に関する過去の検討経緯



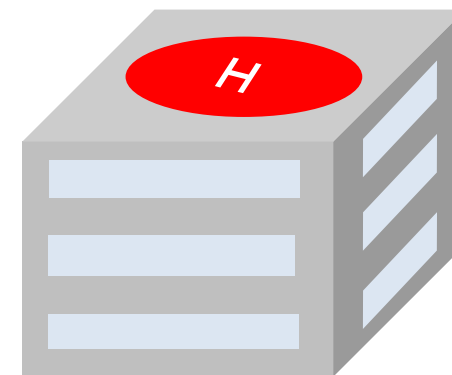
立退き避難を行う場合の災害の切迫性に応じた避難

立退き避難を行う場合は、ここへの早めの避難を基本とする

○「指定緊急避難場所」(市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意

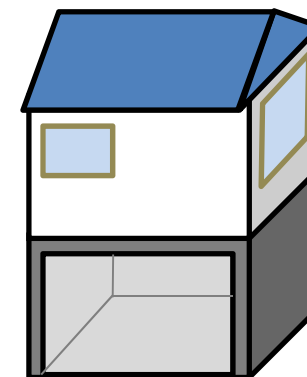
※指定緊急避難場所に限らず、ハザードによる人的被害のおそれがない場所(例:親族や親戚、友人宅等)であれば、避難者自らの判断でその場所に避難することも可



大雨等により指定緊急避難場所等の浸水のおそれのない場所までの移動ができない状況では…

○「近隣の安全な場所」

- ・自らの判断で「近隣の安全な建物」(民間のマンション等)に緊急的に待避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要

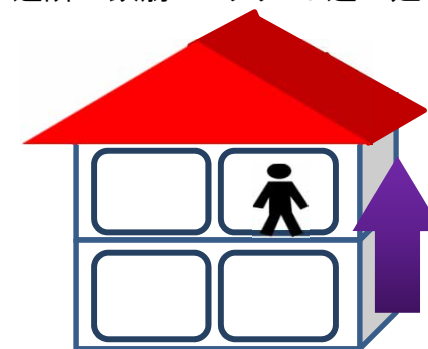


近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では…

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



避難勧告等により住民に対して求める行動

避難準備・
高齢者等避難開始

□避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。
□その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。



避難勧告

□予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。

□指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「**近隣の安全な場所**」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「**屋内安全確保**」を行う。



**避難指示
(緊急)**

□既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。

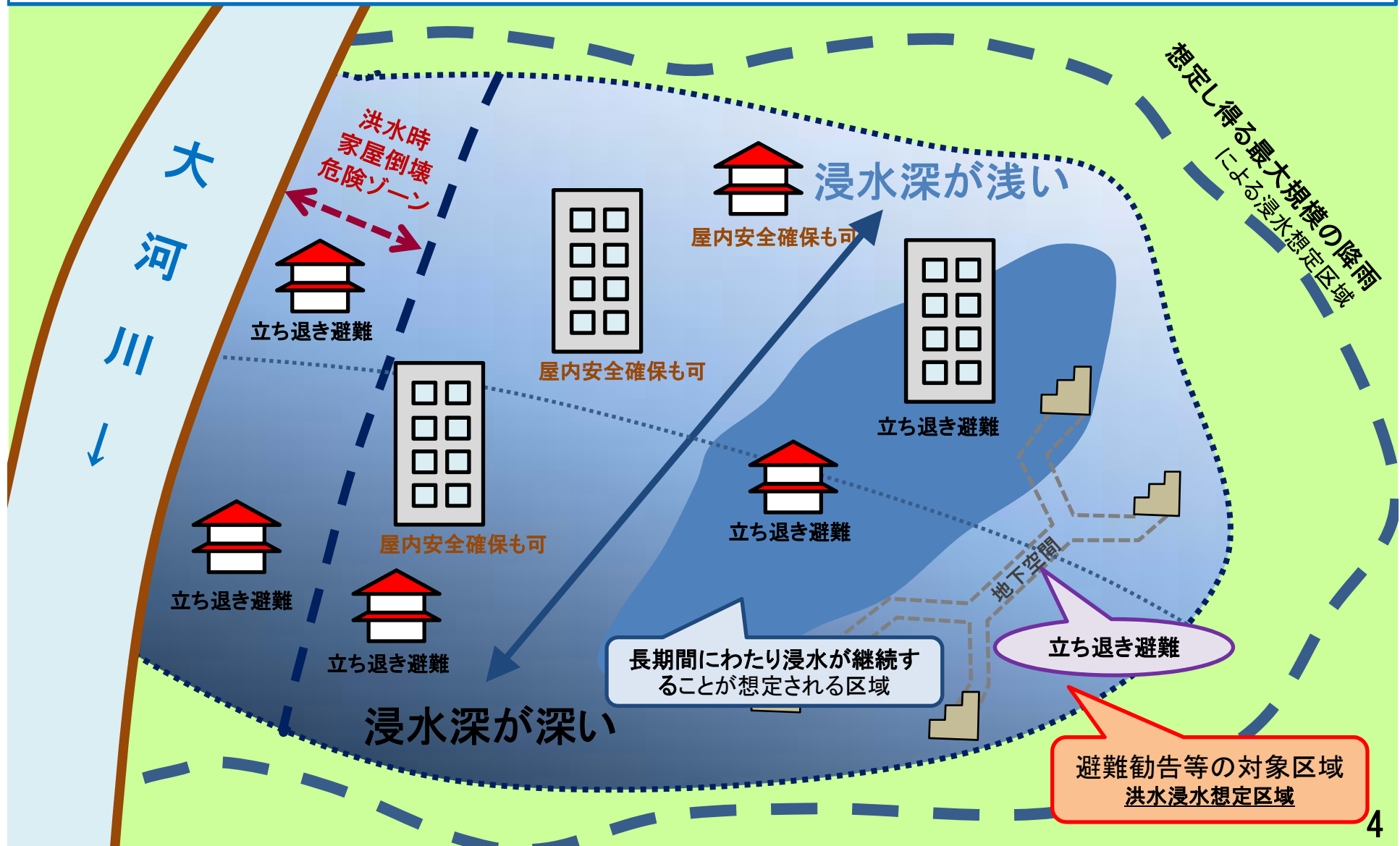
□指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。



※必ずしも(この順番で)段階的に発令されるものではない 3

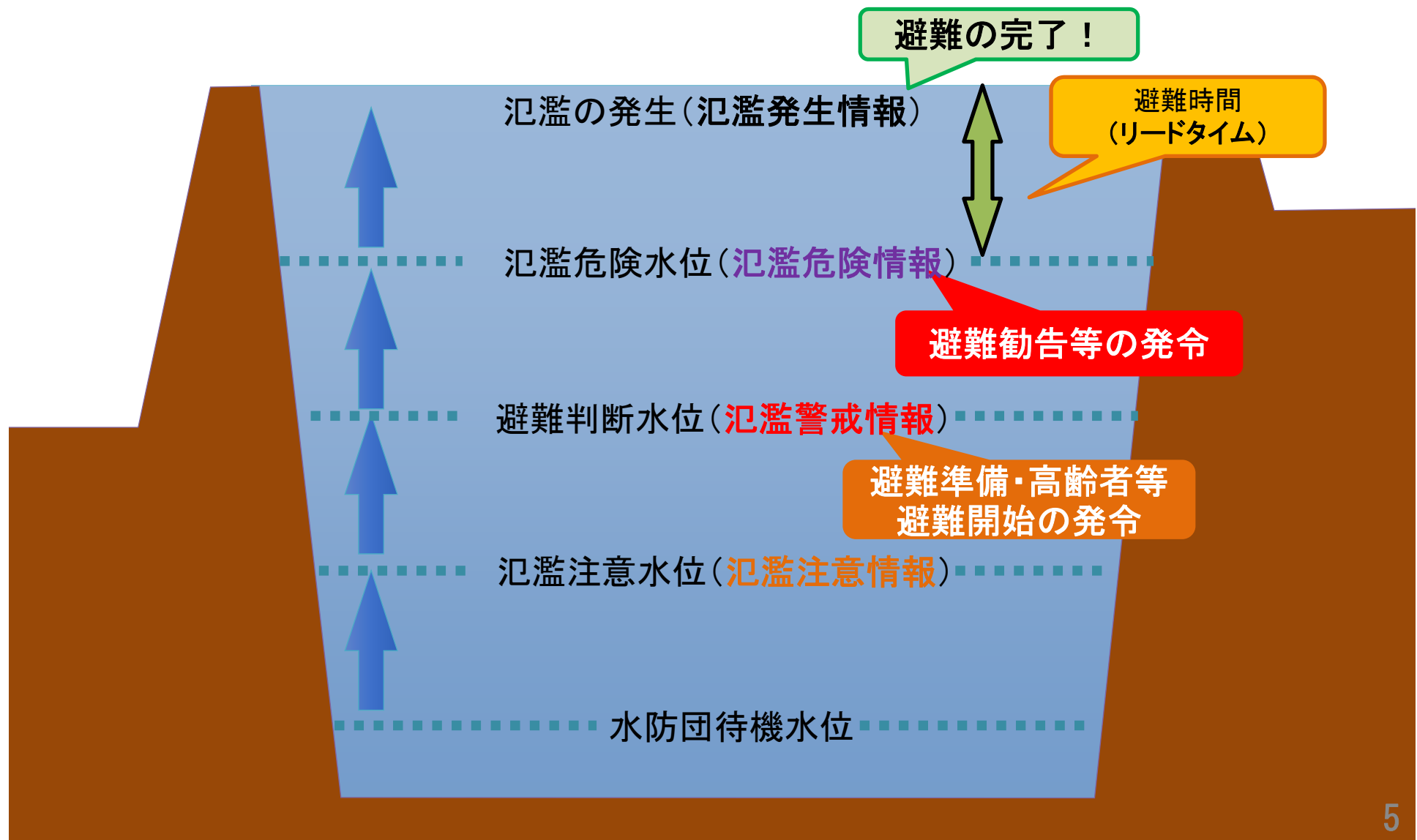
水害における避難勧告等の対象エリア

- 水害の場合、立ち退き避難を要する場合と、あらかじめ屋内安全確保をすることで命が助かる場合がある。
- 浸水深が深くなる区域や長期間の浸水が想定される区域、地下空間にいる場合などには立ち退き避難が必要となる。
- 中小河川の氾濫で浸水深が浅いところや、浸水深が浅い内水氾濫については屋内安全確保をすれば命が助かる。



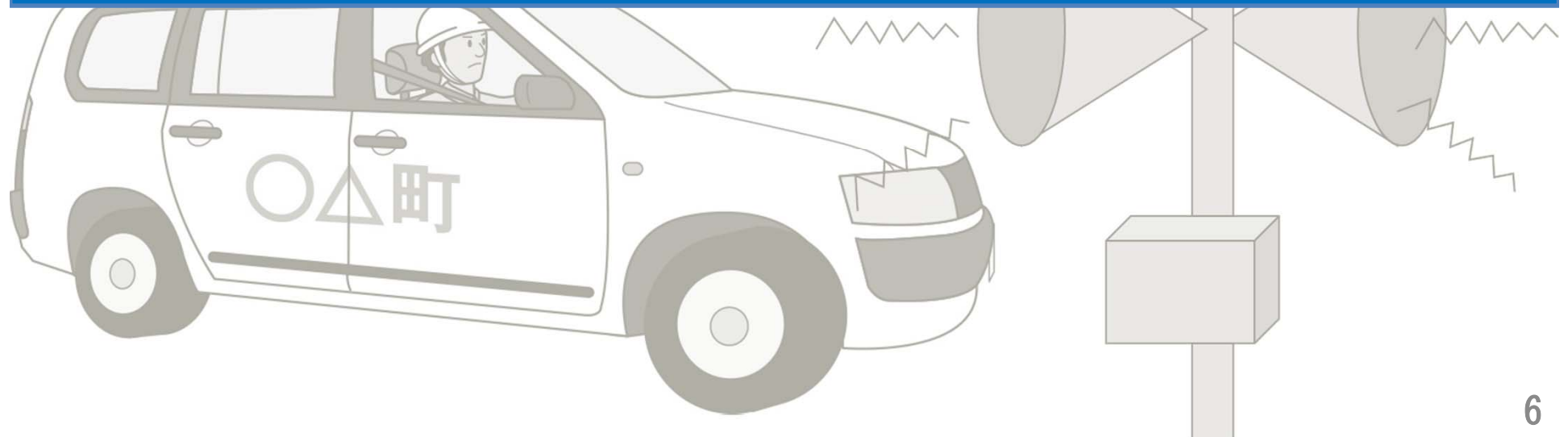
洪水予報河川における避難勧告等の発令タイミング

- 越水による氾濫の場合、氾濫危険情報が出された段階で避難勧告を発令することが基本
- 侵食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば（水位によらず）避難勧告等の発令を検討



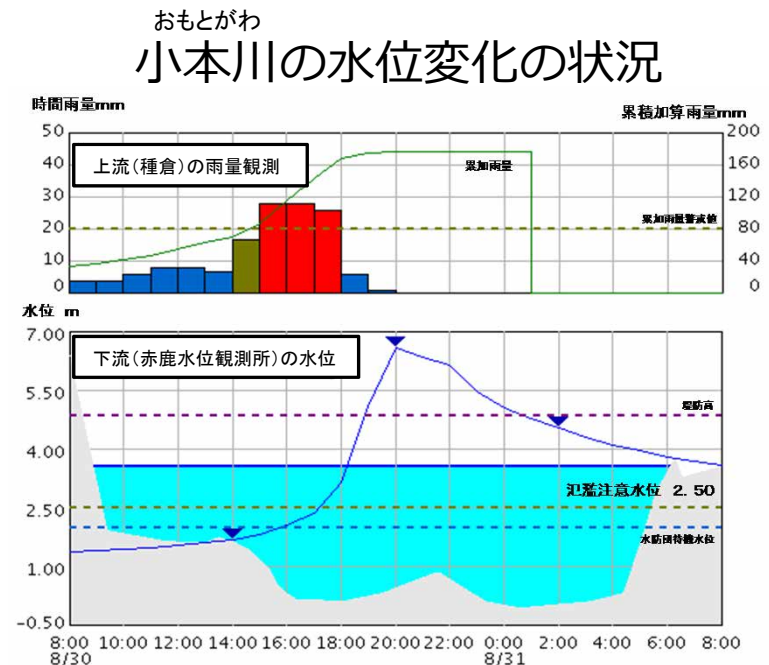


平成28年台風第10号を踏まえた ガイドラインの改定ポイント



平成28年8月台風第10号災害での課題

時刻	8月30日の主な動き
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令した。 ➢ しかし、高齢者施設の管理者が意味を理解せず、入所者の避難に繋がらなかった ➢ 被災した高齢者施設では、災害計画に水害からの避難について記載されていなかった。 【課題①】 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方 【課題②】 要配慮者の避難の実効性を高める方法
17:20頃	● 岩手県の河川担当者から岩泉町に対して、避難勧告を発令する基準に達したことを電話で連絡。 ● 避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町職員から町長に報告されなかった。 【課題③】 躊躇なく避難勧告等が発令するための体制の構築
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸。
18:00頃	● 高齢者施設に大量の水が一気に流れ込んだ。
19:45頃	● 高齢者施設の1階が水没（入所者9名が死亡）。



■ 台風第10号災害の課題を踏まえ、各省が連携して対応

■ 内閣府では、市町村の避難勧告等の判断・伝達が主であった「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、避難行動や防災体制を含めた記載とした(H29/1/31)

高齢者施設(楽ん楽ん)の被災状況(2016年10月15日 現地調査)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
作成ガイドラインに関する検討会資料



岩泉町 地域防災計画「避難勧告等の基準」(抜粋)

小本川(二升石～小本川河口)の水害に係る避難勧告の基準

1～3のいずれか

- 1 赤鹿水位観測所の水位が2.5mに達し、さらに、種倉、山岸で累積加算雨量80mm以上の降雨予想
- 2 堤防等からの異常な漏水の発見
- 3 消防団等からの異常の知らせ



IP告知システム ビーちゃんねっと端末(出典:岩泉町ホームページ)

地域IPネットワーク網を活用して、役場と住民の双方間で、J-ALERT・地震・台風・豪雨・津波などの災害時緊急放送や行政放送を行うもの

避難勧告等の内容文

避難準備情報の内容文(8月30日 9:00頃発令)

- ・ 台風第10号の接近及び通過に伴い、土砂災害及び洪水の発生の恐れがあることから、全域に対して避難準備情報を発令します。
- ・ 土砂災害の恐れのある区域にお住まいの方、河川等の越水の恐れのある方は、避難用品を準備のうえ早めに避難行動をとってください。
- ・ また、避難準備をしてください。
- ・ 午後には猛烈な暴風雨になる予報です。
- ・ さらに、夜の避難は危険ですので、危険と判断した方は明るいうちの避難をお願いします。
- ・ 避難所の指定は次のとおりです。
- ・ 岩泉町民会館、小川生活改善センター、大川基幹集落センター、小本津波防災センター、安家生活改善センター、有芸生活改善センター 岩泉町

避難勧告の内容文(8月30日 14:00頃発令)

- ・ 安家川はん濫の恐れがあるため、以下の対象地域に対し避難勧告を発令します。
- ・ 対象地域：日向、日陰行政区[133世帯、271名]
- ・ 避難先：①安家生活改善センター②岩泉町民会館
- ・ 避難経路：一般県道久慈岩泉線、R455、町道利用可能 岩泉町

要配慮者利用施設にかかる避難計画の規定①

要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)における避難計画の策定に関する規定は、①施設毎の規定と、②災害毎の規定がある

①施設毎の規定

要配慮者利用施設については、各法令等において避難計画を策定することとなっている

(例)指定認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム)における規定

【介護保険法(抜粋)】

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - 二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - 三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - 四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 五 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)】厚生労働省令

介護保険法 第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

- 第八十二条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第八十二条の二の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

【岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)】

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会（平成28年度）

岩手県下閉伊郡岩泉町の高齢者施設が被災する等した、平成28年台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を開催した。

論 点

【論点1】避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

- 災害が切迫した際の注意喚起
- 避難準備情報等の名称を変更する場合の考え方
- 平時におけるリスク情報の周知

【論点2】要配慮者の避難の実効性を高める方法について

- 要配慮者利用施設の災害計画等の確認
- 在宅の避難行動要支援者に対する避難行動支援の体制

【論点3】躊躇なく避難勧告等を発令するための体制の構築について

- 避難勧告・指示の発令
- 避難勧告等を判断するための情報収集と情報伝達

委員名簿

田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授
池内幸司	東京大学大学院工学系研究科教授
牛山素行	静岡大学防災総合センター教授
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授
片田敏孝	群馬大学大学院広域首都圏防災研究センター長・教授
鼎信次郎	東京工業大学環境・社会理工学院土木・環境工学系教授
関谷直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任准教授
立木茂雄	同志社大学社会学部教授
田村圭子	新潟大学危機管理室教授
山崎 登	日本放送協会解説主幹

ほか 関係省庁（内閣官房（国土強靱化室）、消防庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁）

計28名

▶ 上記のとおり、防災・福祉等の関連分野の学識経験者、関係省庁職員、計28名によって構成された検討会において、約3ヶ月にわたって被災自治体等への聴き取り調査も実施し、議論を重ねてきた結果をとりまとめた。（平成28年12月26日公表）

⇒ 本報告等を踏まえ、ガイドラインの改定を行った。（平成29年1月31日公表）

【課題①】避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

<課題・実態>

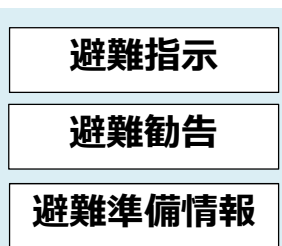
- 被災した高齢者施設の管理者は、避難準備情報が高齢者等の避難開始を知らせる情報であるということを理解していなかった。
- 避難準備情報の発令以降、町から小本川の氾濫域に対して注意喚起等が行われなかった。
- 小本川は浸水想定を公表する対象の河川ではなかった。

<各省の対応>

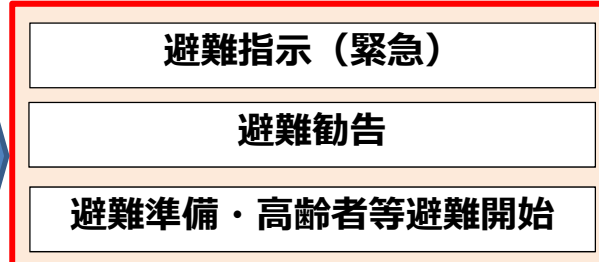
- ガイドラインの改定に先立ち、避難準備情報の名称を変更（H28/12/26）（内閣府）

避難情報の新たな名称と伝達文の例

（変更前）



（変更後）



避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。次に該当する方は、避難を開始してください。

- お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
- 川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

- 浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法で、地域の水害リスクを周知する方を年度内にとりまとめ予定（国土交通省）

<避難勧告等に関するガイドラインの充実>

- 避難勧告等が発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時からその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること

【課題②】要配慮者の避難の実効性を高める方法について

<課題・実態>

- 高齢者施設等の災害計画は、火災を中心とした計画が多く、水害等からの避難について記載されていないことが多い。
- 岩泉町は、災害計画の内容や避難訓練の実施状況等を確認していなかった。

<各省の対応>

- 全国の高齢者施設等に対して、水害・土砂災害から適切な避難行動がとられるよう、出水期までに合同で説明会を実施（国土交通省、厚生労働省、気象庁）
- 水防法、土砂法を改正し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化（国土交通省）
- 高齢者施設等での水害等からの避難に関する災害計画の策定と訓練実施の必要性について、昨年の台風10号による被災直後に、自治体に対して再周知するとともに、その点検・指導を行うよう依頼（厚生労働省）
- 高齢者施設等の災害計画作成や訓練実施に関して、全国の参考となるようなモデル事業を出水期までに実施（内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁）

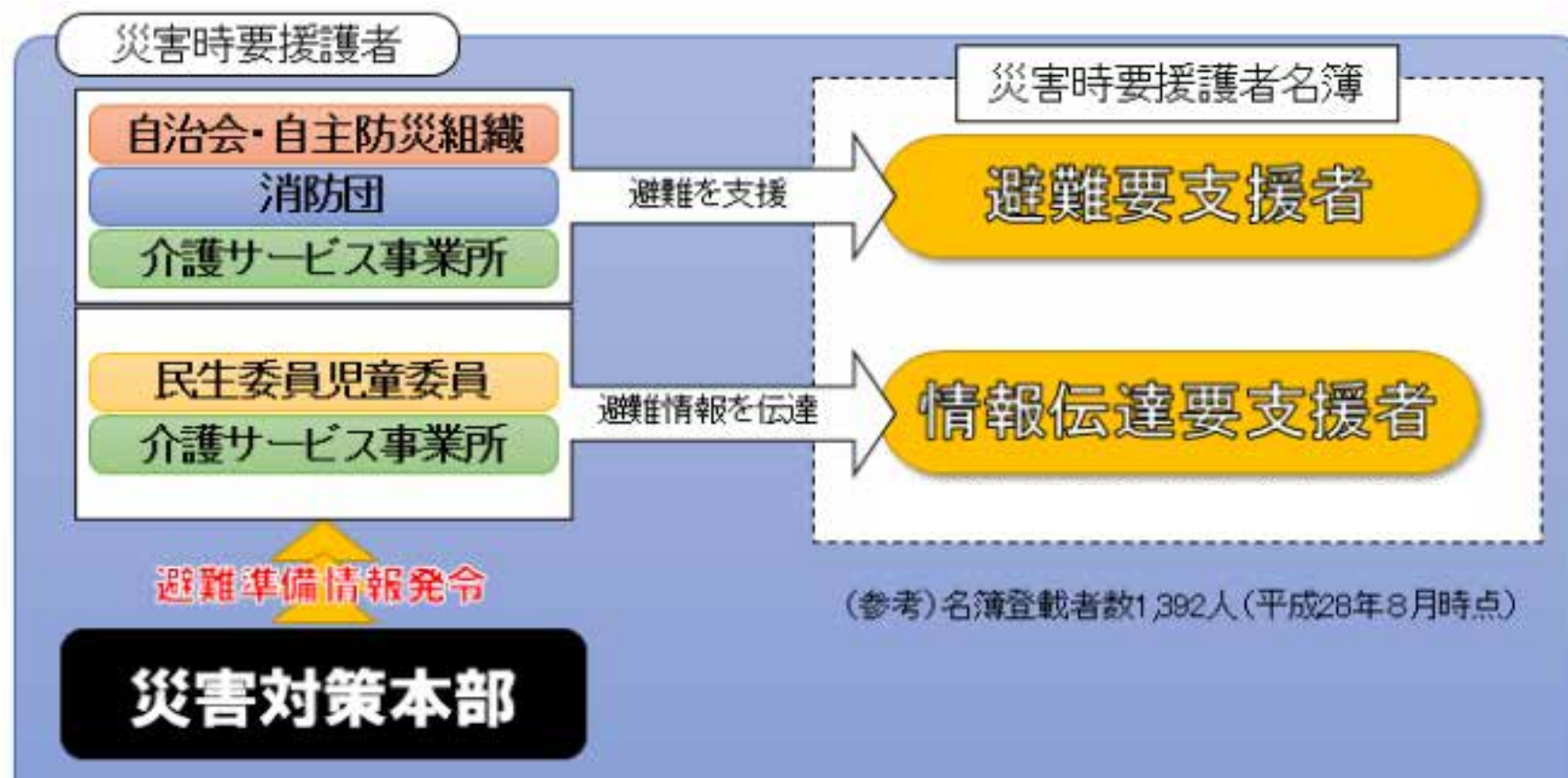
<避難勧告等に関するガイドラインの充実>

- **高齢者施設等の管理者向けに特化した項目**を新たに追加し、災害時における管理者による利用者支援にあたり、**とるべき避難行動の原則を明記**
- 高齢者施設等の管理者は、災害計画の作成にあたり、**自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画**とすること
- 市町村から高齢者施設等へ情報が確実に伝達されるように、**情報伝達体制**を定めておくこと
- 定期的な指導監査時において、災害計画の**具体的な内容を市町村が確認**すること

【課題②】 要配慮者の避難の実効性を高める方法について②

災害時要援護者に対する支援（新潟県三条市）

避難準備情報が発令された段階で各支援者が災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）にあらかじめ定められた要援護者（避難行動要支援者）を支援



【課題③】躊躇なく避難勧告等を発令するための体制の構築について①

<課題・実態>

- 住民からの電話対応に迫われ、発令する段階であることが町職員から町長に報告されなかった。
- 県からの河川水位等の電話連絡が庁内で共有されなかった。

<各省の対応>

- 地域の防災体制の再点検結果を受け、地域防災計画、マニュアルなどの必要な見直しを今年度の出水期までに行うよう要請（H28/12/20）（消防庁）

都道府県・市町村において今後取り組むべき主な事項

- 中小河川における避難勧告等の発令基準の策定促進（大河川：約9割、中小河川：約5割）
 - 都道府県の市町村に対する助言体制の構築（大河川：10割、中小河川：約8割）※（）内は再点検結果
- 「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定（H29/2/6）（国土交通省）

<避難勧告等に関するガイドラインの充実>

- ガイドラインを分冊にし、“発令基準・防災体制編”として防災体制に関する記載を充実
- 災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者等へ助言を求める仕組みを平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善

【課題③】躊躇なく避難勧告等を発令するための体制の構築について②

Lアラートを利用したエリア別災害情報データ放送 （朝日放送株式会社）

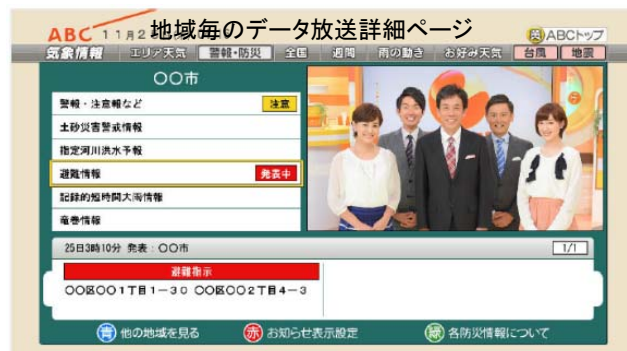
【概要】

- Lアラート（災害情報共有システム）を通じて配信される情報等を活用し、その地域に関係する災害情報に絞ってテレビの画面に文字表示する実証実験を平成28年10月4日に開始
- テレビに登録された郵便番号を元に地域を限定し、自治体等が避難勧告等を入力するとほぼ同時に、Lアラートを通じて該当するエリアに強制表示
- 対象は、近畿地方、徳島県・三重県伊賀地方・福井県嶺南地方の自治体（※一部自治体を除く）

【表示される情報】

- 特別警報：情報が発表された市町村の範囲
- 土砂災害警戒情報：土砂災害警戒情報が発表された細分の範囲
- 指定河川洪水予報（レベル4以上）：当該指定河川の「関係市町村」の範囲
- 避難情報（避難勧告等）：情報を発表した市町村の範囲（神戸市は行政区の範囲）

【表示する時間帯】 午前0時～午前5時 ※一部の時間を除く

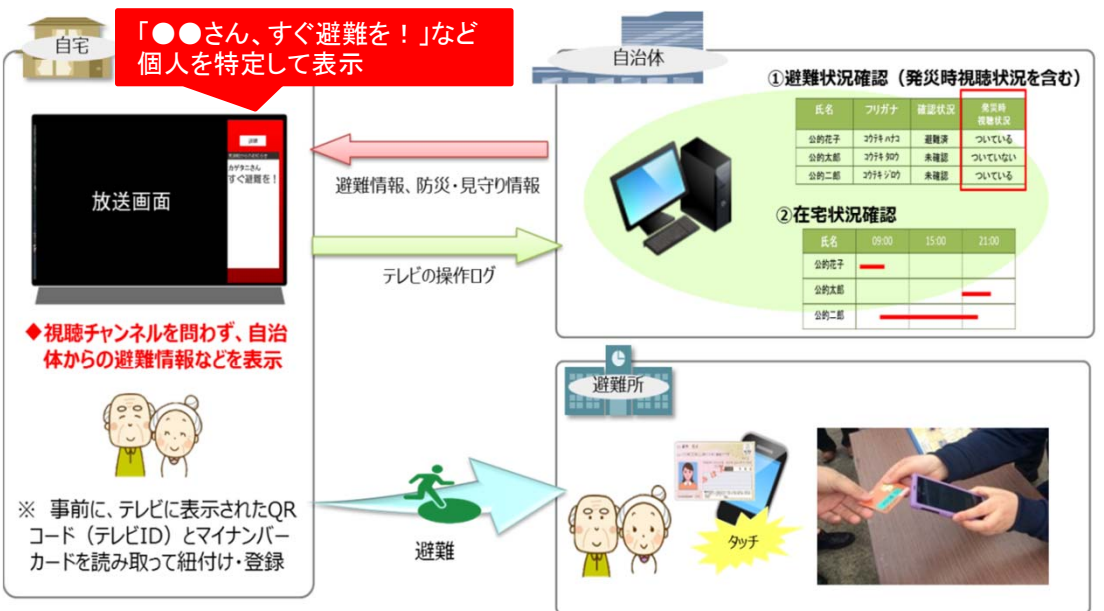


マイナンバーカードとスマートテレビを活用した防災システム（総務省）

マイナンバーカードとスマートテレビを活用して災害発生時に個人に最適な避難指示と避難所における住民の状況把握及び適切な支援を行う実証事業を実施

【実証地域】

- 平成27年度
 - ・ 徳島県美波町
(災害時の情報配信、避難状況把握)
- 平成28年度
 - ・ 北海道西興部村、徳島県美波町
(災害時の情報配信、避難状況把握等及び平時の見守り)





熊本地震を受けた取り組み



○趣旨

熊本地震を教訓とし、「平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム」の検証結果も踏まえ、災害時における応急対策・生活支援策の強化を検討するため、中央防災会議に設けられている防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置する。

○スケジュール

- (第1回) WGの進め方 : 7月29日
- (第2回) 避難所運営 : 8月30日
- (第3回) 住まいの確保 : 9月29日
- (第4回) 市町村支援 : 10月25日
- (第5回) 物資輸送 : 11月14日
- (第6回) 全体討議 : 11月28日
- (第7回) 報告書案 : 12月 5日
- 報告書公表 : 12月20日

○メンバー

- (主 査) 河田 恵昭 京都大学 名誉教授・関西大学 理事
人と防災未来センター所長
- (委 員) 大原 美保 国立研究開発法人土木研究所
水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員
- 国崎 信江 危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
- 栗田 暢之 認定NPO法人レスキューストックヤード 代表理事
- 齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長
- 田村 圭子 新潟大学 危機管理室教授
- 土屋 厚子 静岡県 健康福祉部医療健康局 健康増進課長
- 福和 伸夫 名古屋大学 減災連携研究センター長
- 目黒 公郎 東京大学 教授(生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長)
- 矢野 裕児 流通経済大学 流通情報学部 教授
- 蒲島 郁夫 熊本県知事
- 荒木 泰臣 熊本県嘉島町長
- 日置 和彦 熊本県西原村長
- 行政委員 内閣官房、総務省、消防庁、厚生労働省、環境省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告)【概要版】

1. 地方公共団体への支援の充実

○災害規模に応じた物資供給や人的支援のあり方

- ◇一般災害 : 地方公共団体の要請に基づく「プル型支援」
- ◇大規模災害 : 地方公共団体の機能低下の懸念を踏まえ「プッシュ型支援」
- ◇広域大規模災害: 十分な「プッシュ型支援」が困難な可能性。住民や企業を含む備えの重要性について、地方公共団体と認識共有。

○プッシュ型支援における自己完結の徹底

(人的支援)

- ◇応援側で、統括者を設置し、自立した支援が可能なチーム派遣
- ◇国・都道府県等が連携し、被災自治体へ応援職員を派遣する仕組み

(物的支援)

- ◇調達から避難所への配送を含む全体最適の輸送システムの構築
- ◇地方公共団体に物資の到着予定を知らせる物資輸送管理システムの導入支援

○市町村の防災体制強化

- ・市町村長や幹部職員向けの研修の充実
- ・市町村における受援を想定した防災体制づくりの強化
- ・支援人員数等を把握する災害対応支援システムの構築

○災害対応を円滑に進めるための見直し

- ・事務委任の活用により、予め指定都市と都道府県の役割分担を明確化
- ・現行法による実施体制や広域調整のあり方についても検討
- ・港湾の利用調整等の管理業務に関する法的位置づけを国に付与

2. 被災者の生活環境の改善

○被災者の速やかな状況把握と支援体制の強化

- ・保健師や医師、NPO等の連携により、避難所外も含め、被災者全体の情報を集約し、戦略的にケアする仕組みの整備

○避難所における運営力の強化

- ・避難所の自主運営のために事前の利用計画策定の推進
- ・乳幼児を抱える世帯や女性等への配慮のための、トレーラーハウス等の活用
- ・避難所運営を支援するためのアドバイザー制度の創設、NPO等との連携
- ・デイサービス施設等との協定の締結等による福祉避難所の指定促進、地域住民に対する理解促進

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

○罹災証明書発行の迅速化のための調査方法効率化やシステム活用

○応急仮設住宅のコスト削減やみなし仮設住宅の活用の徹底

○住宅等の被害に関する各調査の情報共有等による効率化の検討

4. 物資輸送の円滑化

○輸送システムの全体最適化

- ◇国と都道府県が一体となって、民間物流事業者と連携した調達から避難所までの輸送システムの構築
- ◇民間の物流事業者が管理する物資拠点を輸送拠点へ活用
- ◇被災地での作業低減のため、被災地外での拠点設置等

○被災地が混乱しないよう個人や企業によるプッシュ型物資支援を抑制

- ◇民間企業: 自社の輸送手段や社員による自己完結型で、被災者個人に直接行う支援(炊き出しや日用品配布等)
- ◇個人 : 義援金等の金銭による支援

○物資輸送情報の共有

- ◇物資の到着予定情報の共有のための物資輸送管理システムの活用
- ◇物資のニーズ把握のためのタブレットや携帯端末の活用

○個人ニーズを踏まえた物資支援

- ◇物流や流通の回復状況に応じた支援方法の変更(プッシュ型 → プル型・現地調達)

5. ICTの活用

○災害時における官民の各機関が有する情報共有・活用の仕組み

○ビッグデータの活用による屋外避難者の把握のための技術開発

6. 自助・共助の推進

○家庭内物資を最大限活用する「家庭内循環備蓄」への発想転換

○住民同士の避難時の声かけ・安否確認や避難生活での物資持ち寄りの推進

○災害経験豊富な全国NPOから地域のNPOへのノウハウ伝授

7. 長期的なまちづくりの推進

○被災時の復興の手法に関するケーススタディによる事前準備

8. 広域大規模災害を想定した備え

○南海トラフ地震の具体計画等の見直し

○防災拠点となる建物のより高い安全性の確保を推進

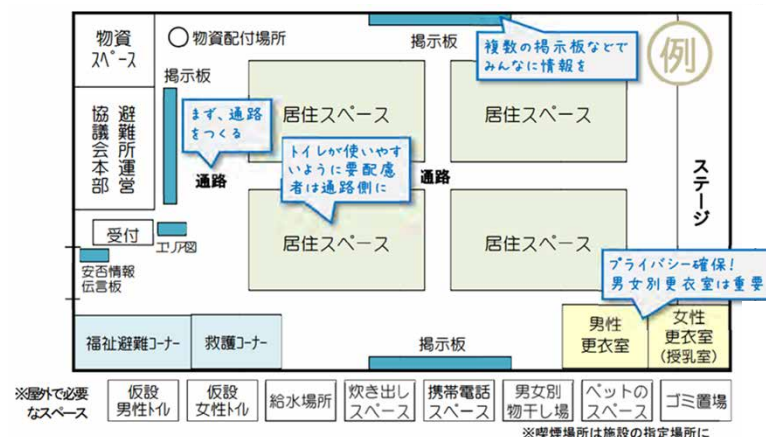
平成28年12月20日 中央防災会議 防災対策実行会議
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策
検討ワーキンググループ

内閣府

2. 避難所運営支援

避難所運営に関する様々な先進的な取組を集めた事例集の策定（H29.4）

◆避難所の空間配置計画の事前準備



◆要配慮者の確認票

◆食物アレルギー児 災害時用ビブス

(ふりがり) の氏名		年齢	MT SH	年	月	日	記入日	年	月
要配慮者 項目	高齢者 ・ 障害者 ・ 育児児 ・ 妊産婦 ・ 避難所生活困難者 ・ 前 障害者手帳、介護認定等の有無（あり・なし）	内泊・等級							
○家族の状態をお聞きします									
一人暮らし ・ 同居あり（一緒に避難） ・ 同居あり（別で避難）									
特記事項（ ）									
○避難所での生活についてお聞きします									
食事について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要								
排泄について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要								
移動について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要								
意思疎通について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要								
その他支援が必要な事									
○避難所生活においての支援者についてお聞きします									
支援の必要な ・ 支援が不要（支援者あり） ・ 支援が必要（支援者なし）									
支援者	氏 名 連絡先(電話番号)	(関係)	避難所での 生活について				可能 ・ 不可能 支援があれば可		
○お身体状況をお聞きします									
自覚症状	なし ・ あり（ ）								
現在治療中の病気							過去の病気		
内服薬	なし ・ あり（持参） ・ あり（持参なし）								
必要な医療処置等	なし ・ あり（内容）							※例：在宅勤務、通夜など	
食事について	制限なし ・ 制限あり（内容）								



熊本地震を踏まえた災害対応の改善について（２）

３．物資支援

国と都道府県等との間で物資情報を共有するための
物資調達・輸送調達等支援システムの運用（H28. 12）

- ・大規模地震発災後、政府に設けられる非常（緊急）災害
対策本部事務局、関係省庁及び被災公共団体等の間
で、
支援物資の調達・輸送調整・手配及び報告を図り、被災
地の迅速な復旧を図る。

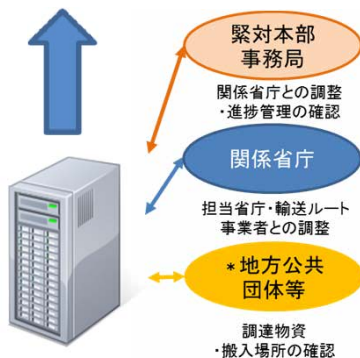
緊急災害対策本部事務局				関係省庁				被災公共団体			
名称	国土交通省	名称	国土交通省	名称	国土交通省	名称	国土交通省				
所屬	運輸政策課	所屬	運輸政策課	所屬	運輸政策課	所屬	運輸政策課				
担当官	田中 孝	担当官	田中 孝	担当官	田中 孝	担当官	田中 孝				
連絡先	048-123-4567	連絡先	048-123-4567	連絡先	048-123-4567	連絡先	048-123-4567				
Fax	048-123-4568	Fax	048-123-4568	Fax	048-123-4568	Fax	048-123-4568				
E-mail	tanaka@ma.go.jp	E-mail	tanaka@ma.go.jp	E-mail	tanaka@ma.go.jp	E-mail	tanaka@ma.go.jp				

品名	数量	単位	輸送距離	1輸送当り重量	サイズ(mm)	W	D	H	備考
カンパ	5,000	個	50	5.00	kg				2017/12月
備考									

供給者名称	商品名	供給者住所	商品名	供給者住所	商品名	供給者住所		
供給者A	商品A	東京都千代田区千代田	供給者B	商品B	東京都千代田区千代田	供給者C	商品C	東京都千代田区千代田
出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所
備考			備考			備考		

供給者名称	商品名	供給者住所	商品名	供給者住所	商品名	供給者住所		
供給者A	商品A	東京都千代田区千代田	供給者B	商品B	東京都千代田区千代田	供給者C	商品C	東京都千代田区千代田
出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所	出庫場所住所
備考			備考			備考		

クラウド上の
物資調整シ
ートで情報共有



- ・システムを活用し、政府と地方公共団体が連携した図
上訓練を実施。

４．自助・共助の推進

保険・共済の加入促進のためのパンフレット・報告書作成
（H29. 3）

- ・普及啓発強化のため、
パンフレットを作成。



- ・普及に関する課題や今後の取組について論点整理を
整理した報告書を作成。

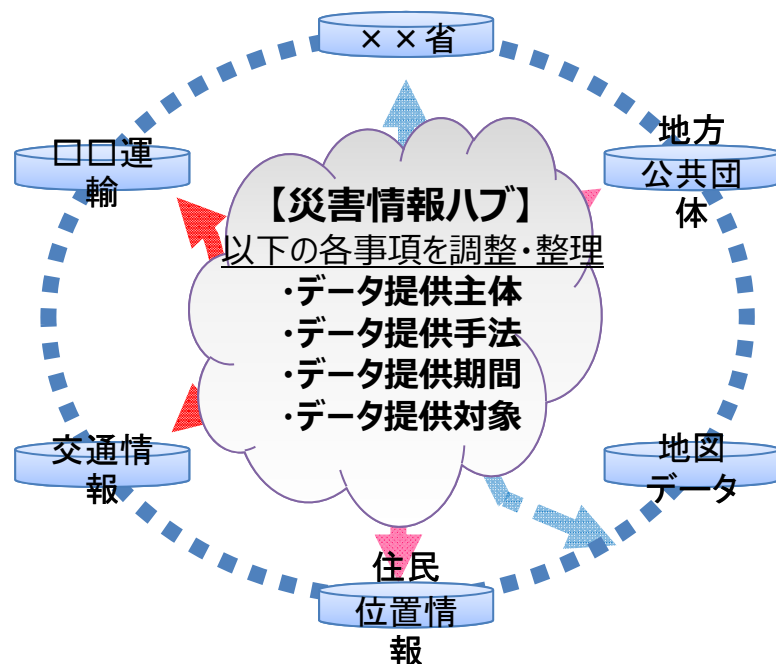
報告書の主な内容

- 大規模災害時の公助・共助の限界
- 加入促進のための取組と今後の方向性
 - ・セグメント（世代等）毎のきめ細かい普及啓発
 - ・マンション共用部分の加入促進
 - ・パンフレット作成
 - ・ハザードマップ等のきめ細かい情報提供
 - ・不動産情報システムの活用
 - ・補償内容等のわかりやすい提示 等
- 保険・共済の仕組み等に関する中長期的課題（論点整理）

５．その他

国、地方公共団体、民間等の多様な機関間の情報共有・利活用に関する「災害情報ハブ」の検討（Ｈ29. 4～）

・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、国、地方公共団体、民間企業・団体等における情報共有及び利活用のためのルール（「災害情報ハブ」）づくりを推進。



現地対策本部業務マニュアルの改定
リエゾンマニュアルの策定（Ｈ29. 3）

○現地対策本部体制の強化

- ・必要に応じ、幹部職員の派遣を明記
- ・自治体支援、物資調達・輸送、被災者支援、燃料・ライフライン等を担当する現地対策本部の職員を増員

○リエゾン向け業務マニュアルの策定

- ・被災自治体に派遣し、情報収集や現地対策本部との連絡等の役割を担う職員（リエゾン）の役割、業務内容、管理事項等をまとめたマニュアルを新たに策定

都道府県と政令指定都市の役割分担の明確化に向けた
災害救助法制見直しの検討（Ｈ28. 12～）

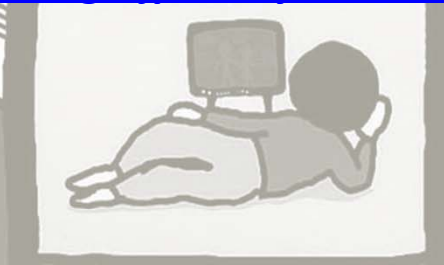
- ・Ｈ28年12月に災害救助に関し、全国知事会や指定都市市長会等からなる検討会を開催し、救助の実施体制や広域調整のあり方について検討・調整中。



ご清聴ありがとうございました。

本ガイドラインに関する詳細は以下のHPをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>



自分は大丈夫... そう思っていないませんか？
考えよう 防災 もっと真剣に